

運 営 規 程

医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・緑区

介護老人保健施設「葵の園・緑区」運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団葵会の開設する介護老人保健施設 葵の園・緑区（以下、「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保健施設サービス及び指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第8章及び第10章に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要支援または経過的要介護状態等となり、介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともにその者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1または2の状態になった場合においても、その人の生活や人生を尊重し、生活機能の維持、向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

(4) 指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(5) 介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援1または2の状態になった場合においても、その人の生活や人生を尊重し、生活機能の維持、向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護・医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上、自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリ テーション		職 務	備 考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人 1 (兼務)	人	施設、職員及び業務の管理	医師を兼務
医 師	(1)				利用者の健康管理	
薬 剤 師					薬の調剤	業務委託
看護職員	7以上	1以上		1以上	利用者の看護	
介護職員	18以上	2以上	4以上	3以上	利用者の介護	
支援相談員	1以上		1		利用家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士	3以上		1以上	0.5以上	機能回復訓練の実施	
管理栄養士	1以上				利用者の栄養管理	入所と通所の兼務
介護支援専門員	1以上				ケアプラン策定	
調 理 員	委託				利用者の食事調理	業務委託
事務職員	必要数				事務全般	入所と通所の兼務
その他職員	必要数					

[非常勤の員数は、常勤換算後の員数で記入]

第3章 利用定員

(定員)

第5条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス 78名 (指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)
- (2) 指定通所リハビリテーション 40名 (介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 各サービスの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護保健施設サービス
 - 一 医療・看護・介護の各サービス
 - 二 入浴

- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- 六 レクリエーション、家族との交流

(1) 指定短期入所療養介護

前号に定めるサービス及び送迎サービス

(2) 介護予防短期入所療養介護

(3) 前号に定めるサービス及び送迎サービス（送迎が必要となる場合）

(4) 指定通所リハビリテーション

一 医療・看護・介護の各サービス

二 入浴

三 機能訓練

四 食事

五 相談援助（入所者及び家族への助言援助）

六 送迎サービス

(5) 介護予防通所リハビリテーション

前号に定めるサービス

（利用料その他の費用）

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

一 朝食 午前08時00分から

二 昼食 午後12時00分から

三 夕食 午後06時00分から

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第10条 指定通所及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（ただし、12月31日～1月3日は除く）

(2) 営業時間 午前9時45分から午後4時15分とする。（送迎時間を除く）

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

（通常の送迎実施地域等）

第11条 指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、緑区及び施設から10km以内の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、緑区及び施設から10km以内の区域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第13条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条 施設は、利用者の生命及び安全の確保の観点から次の措置を講じることとする。

- 一 消防計画の策定
- 二 非常災害用設備の使用法周知のための従業員に対する研修の実施
- 三 通報・消火・避難等の基本訓練の実施（年2回以上。内1回以上は夜間または夜間想定訓練）
- 四 大規模災害発生または感染症流行時において必要となる業務を継続するための計画書の策定
- 五 前号計画書に基づく訓練の実施（年2回以上）

(虐待防止のための措置)

第17条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため担当者を設置し、以下について必要な措置を講じることとする。

- 一 虐待防止のための指針の整備
- 二 虐待防止のための委員会の定期的な開催とその結果についての従業者への周知
- 三 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- 四 利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備
- 五 利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待をうけている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じて区市町村へ報告する
- 六 その他虐待防止のために必要な措置

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止)

第18条 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の観点から次の措置を講じることとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための従業員に対する研修の実施
- 二 集団感染を防止するための予防接種の実施

(秘密保持)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う他、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第20条 施設は、苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(協力医療機関)

第21条 協力医療機関は、次のとおりとする。

- 一 協力医療機関名 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院
診療科目名 外科、内科、整形外科、皮膚科、眼科
所在地 千葉県千葉市中央区仁戸名町682
- 二 協力医療機関名 坂の上外科（診療所）
診療科目 外科、胃腸科、整形外科、放射線科
所在地 千葉県千葉市緑区土気町311
- 三 協力医療機関名 国保大網病院
診療科目 外科、内科、整形外科、消化器科、皮膚科
所在地 千葉県大網白里市富田884番地1
- 四 協力医療機関名 おゆみの中央病院
診療科目 整形外科、内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経外科
所在地 千葉県千葉市緑区おゆみ野南6丁目49番地9
- 五 協力医療機関名 斎藤労災病院
診療科目 外科、整形外科、内科、泌尿器科、呼吸器内科、消化器内科、消化器外科、皮膚科
所在地 千葉県千葉市中央区道場南1-12-7
- 六 協力医療機関名 茂原デンタルクリニック（歯科）
診療科目 歯科
所在地 千葉県茂原市法目1280-1

（会計の区分）

第22条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

（その他）

第23条 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については医療法人社団葵会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成25年02月01日から施行する。

この規程は、平成25年10月01日から施行する。

この規程は、平成23年04月01日から施行する。

この規程は、平成24年09月01日から施行する。

この規程は、平成25年04月01日から施行する。

この規程は、平成26年04月01日から施行する。

この規程は、平成27年01月01日から施行する。

この規程は、平成27年04月01日から施行する。

この規程は、平成28年11月01日から施行する。

この規程は、平成30年04月01日から施行する。

この規定は、令和01年10月01日から施行する。

この規定は、令和03年04月01日から施行する。

この規定は、令和03年08月01日から施行する。

この規定は、令和05年04月01日から施行する。

この規定は、令和05年11月30日から施行する。

この規定は、令和06年04月01日から施行する。

この規定は、令和07年08月01日から施行する。

この規定は、令和07年12月01日から施行する。

別表1 サービス利用料及びその他費用（1/2）

介護老人保健施設 葵の園・緑区

単位： 円/1日

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
食費	1 利用者負担第4段階 1,950 2 同上 第3段階② 1,360 3 同上 第3段階① 650 4 同上 第2段階 390 5 同上 第1段階 300	1 利用者負担第4段階 朝食 600、昼食 700、夕食 650 2 同上 第3段階①② 朝食 600、昼食 700、夕食 650 3 同上 第2段階 600 4 同上 第1段階 300 ※負担限度額証1～3段階①②に 該当し、負担限度額を超えた場合、 負担限度額証に準じた金額	770
居住費	1 利用者負担第4段階 560 2 同上 第3段階①② 430 3 同上 第2段階 430 4 同上 第1段階 0	滞在費 左に同じ	
利用者の選定 する特別な食事	実費		実費
日用品費	実費	実費	実費
教養娯楽費	実費	実費	実費
文書作成料 (税込)	3,300		
おむつ代 (税込)	(外泊時のみ) 1 紙オムツフラット 110 2 紙オムツパンツ 154 3 尿取りパット 44		1 紙オムツフラット 110 2 紙オムツパンツ 154 3 尿取りパット 44
理美容代	実費精算	実費精算	
特別室料 (税込)	1,650	左に同じ	
電気代(税込)	110	左に同じ	
イヤホン代 (税込)	440/個	左に同じ	
健康管理料 (税込)	実費精算	実費精算	実費精算
写真代(税込)	実費精算	実費精算	実費精算
洗濯代(税込)	実費精算	実費精算	

(1) 日用品費及び教養娯楽費は、利用者の希望に応じてサービスを提供するものとする。

(2) サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別表1 サービス利用料及びその他費用（2/2）

介護老人保健施設 葵の園・緑区

単位： 円/1日

	介護予防短期入所療養介護	介護予防 通所リハビリテーション	備考
食費	1 利用者負担第4段階 朝食 600、昼食 700、夕食 650 2 同上 第3段階①② 朝食 600、昼食 700、夕食 650 3 同上 第2段階 600 4 同上 第1段階 300 ※負担限度額証1～3段階①②に該当し、負担限度額を超えた場合、負担限度額証に準じた金額	770	
居住費	1 利用者負担第4段階 560 2 同上 第3段階①② 430 3 同上 第2段階 430 4 同上 第1段階 0		
利用者の選定 する特別な食事	実費	実費	
日用品費	実費	実費	
教養娯楽費	実費	実費	
文書作成料 (税込)	3,300		
おむつ代 (税込)		1 紙オムツフラット 110 2 紙オムツパンツ 154 3 尿取りパット 44	
理美容代	実費精算		
特別室料 (税込)	1,650		
電気代(税込)	110		
イヤホン代 (税込)	440/個		
健康管理料 (税込)	実費精算	実費精算	
写真代(税込)	実費精算	実費精算	
洗濯代(税込)	実費精算		

(1) 日用品費及び教養娯楽費は、利用者の希望に応じてサービスを提供するものとする。

(2) サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。